

新潟県公安委員会規則第12号

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年10月27日

新潟県公安委員会

委員長 山田 知治

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則（昭和44年新潟県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削る。

改正後				改正前			
別表				別表			
署名	名称	位置	所管区域	署名	名称	位置	所管区域
(略)				(略)			
見附警察署	新町交番	見附市本町2丁目	見附市のうち石地町、内町、片桐町、学校町1・2丁目、小栗山町、指出町、島切窪町、下鳥町、庄川新田町、庄川平町、庄川町、昭和町1丁目、新町1・2丁目、新町3丁目（5・6・12番を除く。）、戸代新田町、新潟西町、新潟東町、新潟町、細越1・2丁目、本所1・2丁目、本所町、本町、本町1・2・3・4丁目、美里町、嶺崎1丁目、元町1・2丁目、柳橋町の一部（312番地1から330番地）、山崎興野町	見附警察署	新町交番	見附市新町1丁目	見附市のうち本町1・2・3・4丁目、学校町1・2丁目、新町1・2・3丁目、南本町1・2・3丁目、葛巻1・2・3丁目、嶺崎町、嶺崎1・2丁目、細越1・2丁目、仁嘉町
	名木野駐在所	見附市双葉町	見附市のうち名木野町、椿澤町、田井町、山崎町、耳取町、鳥屋脇町、熱田町、下新町、池之内町、双葉町、緑町、月見台1・2丁目、南本町1・2・3丁目、嶺崎2丁目、明晶町		名木野駐在所	見附市双葉町	見附市のうち名木野町、椿澤町、田井町、山崎町、耳取町、鳥屋脇町、熱田町、 <u>漆山町</u> 、下新町、 <u>鹿熊町</u> 、池之内町、双葉町、緑町、 <u>月見台1丁目</u>
				新潟駐在所		見附市新潟町	見附市のうち新潟町、小栗山町、指出町、下鳥町、片桐町、戸代新田町、内町（通称元町

太田駐在所	見附市 神保町	見附市のうち太田町、池之島町、本明町、河野町、宮之原町、牛ヶ嶺町、神保町、栃窪町、佐野町、八十刈町、岩渕町、堀溝町、杉澤町	
今町交番	見附市 今町1丁目	見附市のうち青木町、市野坪町、今町1・2・3・4・5・6・7・8丁目、加坪川町、上新田町、北野町、葛巻町、坂井町、三林町、芝野町、下関町、釈迦塚町、昭和町2丁目、新幸町、反田町、田之尻町、速水町、福島町、傍所町、山吉町、今町、坂井町1丁目、葛巻西町、葛巻東町、葛巻南町、西今町、東今町、 <u>漆山町、鹿熊町、葛巻1・2・3丁目、新町3丁目の一部(5・6・12番)、仁嘉町、柳橋町(312番地1から330番地を除く。)</u>	
	(略)		
	(略)		

		の一部)、本町(通称元町の一部)、元町1・2丁目、新潟西町、新潟東町、美里町	
太田駐在所	見附市 神保町	見附市のうち太田町、池之島町、本明町、河野町、宮之原町、牛ヶ嶺町、神保町、栃窪町、佐野町、八十刈町、岩渕町、堀溝町、 <u>石地町、杉澤町、庄川町、庄川新田町、島切窪町、山崎興野町、明晶町、月見台2丁目、庄川平町</u>	
今町交番	見附市 今町1丁目	見附市のうち青木町、市野坪町、今町1・2・3・4・5・6・7・8丁目、加坪川町、上新田町、北野町、葛巻町、坂井町、三林町、芝野町、下関町、釈迦塚町、 <u>昭和町1・2丁目、新幸町、反田町、田之尻町、速水町、福島町、傍所町、本所1・2丁目、本所町、柳橋町、山吉町、今町、坂井町1丁目、葛巻西町、葛巻東町、葛巻南町、西今町、東今町</u>	
	(略)		
	(略)		

附 則

この規則は、令和5年11月22日から施行する。